

議員提出議案第1号

清水町議会会議規則の一部を改正する規則の
制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び清水町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年6月22日

清水町議会議長 桜井 崇裕 様

提出者	清水町議会議員	中 島 里 司
賛成者	清水町議会議員	山 下 清 美
同	上	鈴 木 孝 寿
同	上	口 田 邦 男
同	上	高 橋 政 悦

清水町議会会議規則の一部を改正する規則

清水町議会会議規則（昭和 63 年清水町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 88 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。